

第3回 統合問題の基本的枠組みに関する協議会 議事要旨

1 日時 平成30年5月1日(火)13:30～16:30

2 場所 北部会館3階会議室

3 出席者 別紙のとおり。

4 議事要旨

- (1) 協議は公開とし、資料も配布する。
- (2) 公益社団法人北部地区医師会及び同病院からは、基幹病院については、経営形態のあり方を見直すことが重要であり、現場に自由度のある経営形態が望ましく、設置主体は県及び市町村による一部事務組合などで検討して欲しいとの意見があった。
- (3) 北部12市町村のうち本部町長からは「医師会病院の考え方に100%賛成である。」、また、宜野座村長からは「医師会の意見を参考にすべきであるし、経営形態の見直しは必要である」との意見があった。
- (4) 名護市長から、基本的な合意をして詳細を検討委員会で協議するという手順は逆ではないかとの意見があった。これに対して、県からは、何も決めないまま細かい話をしていくと、総論は賛成でも各論でとん挫するおそれがあり、そうならないよう基本的な枠組みは決めておく必要がある旨を説明した。
- (5) 市町村から、市町村の負担について、他の県立病院の整備との整合性などから、議会の了解を得ることは難しいとの意見があった。これに対して、県からは、単なる県立北部病院の建替えではないこと、宮古病院や八重山病院の建替え時はダウンサイジングしたが、北部は病院の規模を拡大して整備することなど他の圏域とは事情が異なる旨を説明した。
- (6) 基幹病院の経営形態はどのような経営形態が合理的なのかを検討するため、次回の協議会において、県から経営形態ごとに様々な視点から整理したメリット・デメリットを説明する。
- (7) 合意書の締結者として、病院事業局長及び県立北部病院長を前文及び署名捺印に加える。
- (8) 基幹病院に設置する保育所については、基幹病院の職員だけが利用できる院内保育所とすべきとの意見が大勢を占めた。
- (9) 医師会病院の健康管理センターの健診・検診機能については、基幹病院に引き継がないとする合意書(案)に対し、北部医療圏の現状をかんがみた場合、基幹

病院に引き継ぐべきという意見が大勢を占めた。

- (10) コミュニティバスについては、合意書(案)から削除した方がよいかという県からの問いかけに対し、個別に議論した方がよいとの意見があった。
- (11) ちゅら海クリニックの人工透析機能については、基幹病院に引き継ぐとする合意書(案)に対し、基幹病院の機能として引き継がず、現行のまま存続させるべきという意見がある一方、ちゅら海クリニック単独での経営は困難であるとの意見があった。
- (12) 統合問題検討委員会の組織、役割、構成員等を合意書(案)に追記すべきという意見が大勢を占めた。